

公益財団法人厚木市スポーツ協会選手育成強化事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人厚木市スポーツ協会の加盟団体（以下「加盟団体」という。）が、選手の育成を目的として実施する事業に対し、助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 交付の対象は、次のとおりとする。

- (1) 加盟団体が行う選手育成強化に関する事業
- (2) 加盟団体が行うジュニア教室、ジュニア育成に関する事業

(助成対象経費)

第3条 事業の助成の対象となる経費は、当該事業の実施に直接必要な経費のうち、別表に定めるものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、当該事業の予算の範囲内で前条に定めた助成対象経費のうち、加盟団体が負担する額の2分の1（千円未満切捨て）とし、限度額は次のとおりとする。

- (1) 1回の助成金限度額は150,000円とする。
- (2) 1加盟団体の年間助成金限度額は400,000円とする。

(交付申請)

第5条 加盟団体の代表者（以下「代表者」という。）は、助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業実施2週間前までに公益財団法人厚木市スポーツ協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 講師等名簿（第4号様式）
- (4) 開催要項等
- (5) その他会長が必要と認めた書類

(助成金交付の決定)

第6条 会長は、前条第1項の規定により助成金の交付申請を受理したときは、内容を審査の上、適当と認めたものについて、助成金交付決定通知書（第5号様式）により代表者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第7条 申請者が、助成金の交付決定通知を受けた後において、助成対象事業の計画変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに助成事業計画変更届（第6号様式）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の変更届を受理したときは、変更内容を審査し、第6条の規定による決定内容に著しく異なる変更があると認めるときは、同条の規定による決定を変更し、助成金変更決定通知書（第7号様式）により、申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第8条 助成金の交付を受けた代表者は、事業が終了したときから30日以内に、実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第9号様式）
- (2) 収支決算書（第10号様式）
- (3) 参加者名簿
- (4) 実績概要書類
- (5) その他会長が必要と認めた書類

2 助成金の交付を受けた代表者は、事業実施経費の支出を証明する書類（領収書等）を5年以上保管し、会長から提出の請求を受けた場合は、速やかに提出しなければならない。

(助成金の返還)

第9条 会長は、助成金の交付を受けた代表者及び申請者が、虚偽の申請等をしたときは、助成金交付の決定を取り消し、既に交付した助成金の全部または一部を返還させることができる。

2 会長は、前条第1項第2号の収支決算書の決算額が第5条第1項第2号の収支予算書の予算額より減額となった場合は、第4条の規定により助成金の額を変更決定し、助成金変更決定通知書（第7号様式）により、助成金の交付を受けた代表者に通知するものとする。

3 前項の規定により、助成金変更決定通知書を受理した代表者は、既に交付した助成金と変更決定した額との差額を速やかに返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めなき事項又は疑義が生じた事項については、その都度、公益財団法人厚木市スポーツ協会と加盟団体が協議して決定するものとする。

- | | |
|-----|------------------------|
| 附 則 | この要綱は、平成6年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成11年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成14年5月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成23年6月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 |

別 表（第3条関係）

助成対象経費の基準

科 目	内 容	上限金額
旅費交通費	鉄道・バス運賃	実費
	有料道路通行料	実費
	宿泊費	8,000円以内/1泊
通信運搬費	切手、ハガキ等	実費
印刷製本費	資料印刷代等	実費
消耗品費	事業運営に必要な事務用品等	実費
食糧費	事業当日の食事代	850円以内/1回
	事業当日の飲物代	実費
諸謝金	講師への謝礼金	実費
賃借料	会場使用料等	実費
	自家用車の借上げ料	5,000円/1台 県外 2,000円/1台 市外
雑費	参加者等保険料	実費

※上記基準以外の科目については、その内容を審査の上決定する。

(別記)

科 目	対象者	単価の限度額	備考
諸 謝 金	内部講師		
	個人	4,000円	
	団体	10,000円	
	外部講師		
	個人	8,000円	
	団体	20,000円	
	医 師	20,000円	
	看 護 師	10,000円	
	役 員	2,000円	
	審 判 員	3,000円	

※単価の限度額は半日分の記載であり、終日の場合は記載金額を2倍して算出する。

※講師謝金を団体に支払う場合は、個人の単価に講師人数を乗じた額あるいは団体金額のいずれか安いほうを支出上限額とする。

※限度額は参考基準額であり、講師の資格等により上限金額を超える場合もある。